

京都伝統文化の森推進協議会啓発キャラクターデザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都伝統文化の森推進協議会啓発キャラクター(以下「啓発キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの種類)

第2条 啓発キャラクターは、次の2つとする。

- (1) くーりん
- (2) 京だらぼっち

(使用承認申請等)

第3条 啓発キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ啓発キャラクターデザイン使用申請書(別記第1号様式)を、京都伝統文化の森推進協議会(以下「協議会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 協議会事務局が使用する場合
- (2) 協議会のサポーター及び活動協力団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他協議会会長が適当と認めた場合

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の承認)

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 協議会の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのある場合
- (2) 啓発キャラクターのデザインを第6条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのある場合
- (3) 協議会の事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (7) 立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ協議会と協議し、許諾を得たものは除く。
- (8) その他会長が不適切であると判断した場合

2 前項に規定する承認は、啓発キャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(別記第2号様式)により申請者に通知し、別に定める啓発キャラクターデザインマニュアルを交付するものとする。

3 使用承認期間は、承認日の属する年度の末日までとし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。

4 前項の使用期間終了後、引き続き使用を希望する者は、再度、啓発キャラクターデザイン使用承認申請書の提出を要する。

(使用上の遵守事項)

第5条 第4条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと
- (2) 第4条の承認を受けた者は、啓発キャラクターのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること
- (4) 啓発キャラクターのデザインのイメージを損なう使用をしないこと
- (5) 期間を遵守すること
- (6) 原則として、啓発キャラクターのデザインに近接して©2012CKTFC と表記を付すこと

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに会長に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、啓発キャラクター使用承認変更申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認は、啓発キャラクターのデザイン使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第8条 会長は、啓発キャラクターのデザインの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、啓発キャラクター使用承認取消通知書(別記第4号様式)により申請者に通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係る啓発キャラクターのデザインの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、啓発キャラクターのデザインの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 啓発キャラクターのデザインの使用承認を受けた者が啓発キャラクターのデザイン

の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、啓発キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。